

静岡市附属機関設置条例の一部改正について

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例

静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中

「

静岡市協働 パイロット 事業審査委 員会	社会的課題の解決 及び公益の増進に 寄与する事業を市 民と市が役割を分 担して試行的に実 施する協働パイロ ット事業の企画内 容について審査し、 候補を選考し、及び 実施について助言 すること。	4人以 内	1 市民活動に 関し優れた識 見を有する者 2 市職員	1年	委員の互 選により 定める者
-------------------------------	---	----------	--------------------------------------	----	----------------------

を

」

「

静岡市協働 パイロット 事業審査委 員会	社会的課題の解決 及び公益の増進に 寄与する事業を市 民と市が役割を分	4人以 内	1 市民活動に 関し優れた識 見を有する者 2 市職員	1年	委員の互 選により 定める者
-------------------------------	--	----------	--------------------------------------	----	----------------------

」

	担して試行的に実施する協働パイロット事業の企画内容について審査し、候補を選考し、及び実施について助言すること。					に、
静岡市歴史博物館収集資料審議委員会	静岡市歴史博物館において収集する資料について審議すること。	5人以上	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者	

静岡市生涯学習推進審議会	市の生涯学習に関する施策について調査審議し、又は市長に意見を述べること。	15人以上	1 生涯学習に関し優れた識見を有する者 2 市民	2年	委員の互選により定める者	を
--------------	--------------------------------------	-------	-----------------------------	----	--------------	---

静岡市生涯学習推進審議会	市の生涯学習に関する施策について調査審議し、又は市長に意見を述べること。	15人以上	1 生涯学習に関し優れた識見を有する者 2 市民	2年	委員の互選により定める者	
静岡市サッカースタジアムを活かしたまちづくり検討委	1 市のまちづくりに資するサッカースタジアムについて調査審議すること。	15人以上	1 スポーツ施設に関し優れた識見を有する者 2 サッカー関	2年	委員の互選により定める者	に、

員会	2 サッカースタジアムを活かした周辺のまちづくりについて調査審議すること。		係団体を代表する者 3 経済団体を代表する者 4 市民		
----	---------------------------------------	--	-----------------------------------	--	--

」

「

静岡市都市 景観表彰選 考委員会	静岡市景観条例(平成20年静岡市条例第18号)第36条に基づく表彰について審査すること。	7人以 内	1 都市景観に関し優れた識見を有する者 2 関係団体を代表する者 3 市職員	2年	委員の互選により定める者
------------------------	--	----------	--	----	--------------

を

」

「

静岡市都市 景観表彰選 考委員会	静岡市景観条例(平成20年静岡市条例第18号)第36条に基づき表彰について審査すること。	7人以 内	1 都市景観に関し優れた識見を有する者 2 関係団体を代表する者 3 市職員	2年	委員の互選により定める者
静岡市みどりの基本計画改定専門委員会	静岡市みどり条例(平成27年静岡市条例第14号)第8条第1項の静岡市みどりの基本計画の改定の素案について専門的な見地から調査審議すること。	11人以 内	1 学識経験を有する者 2 緑化団体の代表者	委嘱の日から当該調査審議が終了する日まで	委員の互選により定める者

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。